

おもな学校感染症と出席停止期間		
	病名	出席停止期間
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん（3日はしか）	発疹が消えるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状が消えた後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 ① 条件によっては出席停止が必要と考えられる感染症 溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）・急性細気管支炎（RSウイルス） ② 出席停止の必要がないと考えられる感染症 アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹（とびひ）	

出席停止期間の考え方

「●●した後」とした場合は、「●●」という現象が見られた日の翌日を第1日（1日目）として算定する。

① 「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下のとおり。

月曜日に解熱 → 火曜日（解熱後1日目） → 水曜日（解熱後2日目）
→ （この間発熱がない場合） → 木曜日から出席可能

② 「発症した後5日を経過」は、以下のとおり。

水曜日に発症（インフルエンザであれば発熱など） → 木曜日（発症後1日目）
→ 金曜～月曜（発症後2日～5日目） → 火曜から出席可能

参考：公益財団法人 日本学校保健会「学校において予防すべき感染症の解説」